

群馬大学大学院理工学府副理工学府長に関する内規

平成25. 4. 1 制定

改正 令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院理工学府副理工学府長（以下「副学府長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 本学府に、副学府長を置き、教授をもって充てる。

(職 務)

第3条 副学府長は、理工学府長（以下「学府長」という。）を補佐し、学府長の指示する全学府的な重要事項について企画・立案及び連絡調整等を行う。

(選 考)

第4条 副学府長は、学府長が指名し、教授会の承認を得るものとする。

(任 期)

第5条 副学府長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した学府長の任期を超えることはできない。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。